

WWF ジャパン林産物調達アクションプラン

WWF ジャパン（以下、当団体）林産物調達方針の推進のため、以下のアクションプランを定める。

○目標

1. 当団体の調達する紙製品 ^(注1)

以下の目標とする。

由来別目標（重量比、%）

	2007年度 (実績)	2008年度 (目標)	2010年度 (目標)
①信頼できる森林認証制度により認証された紙製品 ^(注2) ^(注3)	39.6	90.0以上	95.0以上
②古紙利用率100%の再生紙を使用した紙製品	60.1	①、③以外	①、③以外
③出所の不明な紙製品	0.3	1.0未満	0
総調達量（参考）	24.9t		

基本姿勢まとめ

- FSC と古紙 100%の合計が限りなく 100%に近づき、出所不明が 0%になることが望ましい。
- FSC を推進する立場から FSC 製品の利用を進める。
- 古紙利用は否定しない。
- 2010 年度の目標数値を修正した。

2. 当団体の調達する木材 ^(注4) または非食用特用林産物 ^(注5)

当団体の通常の業務では恒常的に木材を調達することがなく、調達実績も紙と比して非常に少ないため、数値目標は設定しない。

3. 当団体の助成金により、助成先が調達する林産物 ^(注6)

当面、数値目標は設定しないが、由来別の林産物調達実績の報告を求める。

4. 当団体が外部委託する事業で、委託先が調達する林産物

数値目標は設定しないが、由来別の林産物調達実績の報告を求める。

5. 当団体の通販事業（パンダショップ）で販売する林産物

数値目標は設定しないが、「WWF ジャパン林産物調達方針」と同様とする。WWF インターナショナルの基準 ^(注7) に準じた調達をおこなう。

6. WWF ロゴマーク使用契約を結んだ商品

数値目標は設定しないが、「WWF ジャパン林産物調達方針」と同様とする。WWF インタ

ーナショナルの基準に沿ってロゴマーク使用契約を行う。

○WWF ジャパンのアクション

1. マニュアルの策定

当団体の全職員は、上記の目標を達成するため、別途策定する林産物購入マニュアルに従って林産物を調達する。

2. 調達先との連携

これまでに継続的な取引実績のある印刷業者に対し、2010年3月末までにFSCのCoC認証を取得することを積極的に求めていく。

3. 2008年度目標達成のための措置

外部に出すものはFSC認証紙を、内部で利用するものは古紙100%の再生紙の利用が望ましい。主に新規作成する印刷物について、可能な場合にはFSC認証紙を使用するとともに、それ以外の印刷物について、古紙100%使用の再生紙を使用する。古紙配合率の信頼性については、状況に応じた対応ルールを設定する。

4. 2010年度目標達成のための措置

東京事務所において作成する印刷物について、原則としてFSC認証紙を使用するとともに、それ以外の印刷物について、古紙100%使用の再生紙を使用することにより、達成を目指す。

5. 当団体の調達する木材または非食用特用林産物

調達の必要がある場合には「WWF ジャパン林産物調達方針」に従って調達する。

6. 当団体の助成先・委託先において調達する林産物

印刷物の作成については、FSC認証紙または古紙パルプ100%の再生紙以外の使用は原則として認めないこととする。

○その他

1. 方針に合致しない林産物の購入

当会の調達方針に合致しない林産物を調達する場合には、取引先に対して「林産物調査票」を送付し、当団体自ら、林産物の由来を積極的に確認する。

2. 紙調達量の目標設定

当団体の活動に見合った目標設定の可能性について、2006年度から検討を開始する。

3. 年次毎の見直し

年度毎に調達実績を把握し、目標達成のために必要な是正措置を検討する。

2006年1月4日策定
2006年4月1日施行
2007年6月7日改定
2008年11月4日改定

-
- (注1) 当団体の調達する紙製品とは、「当団体の製作・調達する印刷物、展示物、備品・消耗品類のうち紙を使用する製品」を指す。
- (注2) 信頼できる森林認証制度とは、現時点ではFSC（森林管理協議会）のみである。
- (注3) 信頼できる森林認証制度により認証された古紙は、集計上①に含めるものとする。
- (注4) 当団体の調達する木材とは、「当団体の製作・調達する展示物、備品・消耗品のうち木材を使用する製品」を指す。
- (注5) 非食用特用林産物（炭、竹製品など）を今後購入する場合も、数値目標は設定しないが「WWF ジャパン林産物調達方針」に沿った調達を行う。
- (注6) 林産物の定義は、「WWF ジャパン林産物調達方針」による
- (注7) WWF インターナショナルの基準（Corporate Marketing Manual 2002年度版）では、林産物に関してFSC認証品ないし古紙100%利用の再生紙とすること、古紙100%が達成できない場合には非木材を混合することが推奨されている。